

令和3年1月12日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市立小・中学校における緊急事態宣言発出時の対応について(お知らせ)

寒冷の候、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症に係る対応等についてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在報道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、近日中に大阪府内に緊急事態宣言が発出される見通しであることが伝えられております。

現段階における緊急事態宣言発出時の大阪狭山市立小・中学校の対応については、令和3年1月8日付文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」を踏まえ、下記のとおりとしますので、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この「お知らせ」は、令和3年1月8日時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

1. 緊急事態宣言発出時における学校教育活動について

引き続き3密の回避やマスクの着用、こまめな手洗いや清掃・消毒等の感染症防止対策を講じた上で、学校教育活動を継続します。

ただし、児童生徒が近距離で行う教育活動等、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動については、制限して実施してまいります。

2. 緊急事態宣言発出時における放課後児童会の対応について

学校教育活動と同様に、引き続き感染症防止対策を講じた上で、放課後児童会を継続して開設します。

■保護者の皆様へお願い

1. 児童生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合、またPCR検査を受検することになった場合は、必ず学校までご連絡ください。
2. 学校で児童生徒が急に発熱した場合は、他の児童生徒がいない部屋で待機させたくて、保護者の方へ連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いします。